議案第38号

加西市国民健康保険税条例及び加西市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

加西市国民健康保険税条例及び加西市介護保険条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

令和3年4月26日提出

加西市長 西 村 和 平

(加西市国民健康保険税条例の一部改正)

第1条 加西市国民健康保険税条例(昭和42年加西市条例第52号)の一部を次のように改正 する。

附則第14項中「及び令和2年度分」を「から令和3年度分まで」に、「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改め、同項第2号ア中「事業収入等のいずれか」を「世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれか」に改め、同号イ中「前年」を「世帯の主たる生計維持者の前年」に改め、「国民健康保険法施行令」の右に「(昭和33年政令第362号)」を加え、同号ウ中「見込まれる」の右に「世帯の主たる生計維持者の」を加える。

(加西市介護保険条例の一部改正)

第2条 加西市介護保険条例(平成12年加西市条例第8号)の一部を次のように改正する。 附則第7条第1項中「令和元年度及び令和2年度」を「令和元年度分から令和3年度分 まで」に、「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改め、同項第2号ア中「事業収 入等のいずれか」を「その属する世帯の生計を主として維持する者の事業収入等のいずれ か」に改め、同号イ中「減少」を「その属する世帯の生計を主として維持する者の合計所 得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、租税特別措置法に 規定される長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除額の適用がある場合には、当該 合計所得金額から特別控除額を控除して得た額)のうち、減収」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 第1条の規定による改正後の加西市国民健康保険税条例附則第 14 項及び第2条の規定による改正後の加西市介護保険条例附則第7条第1項の規定は、令和3年度分の国民健康保険税及び介護保険料について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税及び介護保険料については、なお従前の例による。

(審議資料)

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したことによる国民健康保険 税及び介護保険の第1号被保険者にかかる保険料の減免措置について、令和3年度 も引き続き継続するため、所要の改正を行うもの。